

令和5年度 よろず支援拠点伴走支援事業

支援先の事業者様を募集します

山口県よろず支援拠点では、「令和5年度 よろず支援拠点伴走支援事業」の支援先事業者様を募集します。

令和4年4月より、全国のよろず支援拠点において、さらなる成長を目指す中小企業に対し、「伴走支援事業」がスタートしました。

「伴走支援事業」とは、よろず支援拠点の伴走支援チームに所属する専門家（コーディネーター）が、事業者様が思い描く「企業のありたい姿」を実現するために、何をするのか・何が必要なのかを一緒に考え、実践していく事業です。

令和5年月6月 9日（金）

山口県よろず支援拠点

1. 伴走支援事業、誕生の背景と目的

・近年、中小企業を取り巻く環境が大きく変化する中で、経営の方向性を見極めることが困難になっています。そこで国は、企業が成長をする上で大切なことの1つに、「中長期的に成功し、自社努力ができる企業」と考え、厳しい環境の中であっても成長を志向する中小企業に期待を寄せ、経営を後押しする本事業を起ち上げました。

・よろず支援拠点では、経営者様と一緒に不確実性の高い時代においても、生産性向上、事業継続、人材確保等を実現していくため、事業者様が思い描く中長期のイメージを考えていきます。そして、イメージを実現していくために、定期的な相談を介して専門家が伴走支援を実施し、企業の成長を後押ししていきます。

2. 伴走支援チームによる、支援の内容（通常支援との違いなど）

- ① 本事業では、伴走支援チームの専門家（中小企業診断士、社会保険労務士、デザイナー等）が、定期的に企業を訪問し、企業側のプロジェクトチームの協力を得て、中・長期的な事業計画をサポートします。
- ② 本事業では、事業者様に中長期的に「ありたい姿」を思い描いていただき、その姿になるには何をしたら実現できるのか事業者様と伴走支援チームと一緒に課題を抽出します。
- ③ 本事業では、目の前の課題だけに捕らわれず、中長期的な課題を見据えることで、より成長を望まれる事業者様にとって最適な支援内容となるように専門家が努めます。
- ④ 企業が成長をする上で必要な課題を解決していくため、時には伴走支援チーム以外に所属する各種専門家も活用しながら支援を実施します。

《支援スケジュールのイメージ》

- ① 企業の把握・調査を実施。伴走支援チームが、経営者様へのヒアリング、現地確認、決算書分析を行います。
- ② 課題を抽出・設定を実施。経営者様と伴走支援チームが、「企業のありたい姿」を確認しながら（思い描きながら）現実とのギャップを明確にしていきます。
- ③ 課題の優先順位と着手順位を付け、計画的なスケジュールを立てていきます。
- ④ 伴走支援チームが、「支援計画案」を策定してまとめます。
- ⑤ 経営者様には提示された「支援計画案」を確認していただき、伴走支援チームとの共通認識とします。
- ⑥ 「支援計画案」に基づき、伴走支援チームの専門家による中・長期的な伴走支援（課題解決）を実施します。企業側にもプロジェクトチームを組んでいただきます。
- ⑦ 当拠点の専門家で対応ができない課題は、連携支援機関や、ご希望により民間コンサルティング会社（有料）を紹介し、連携支援を実施します。

3. 支援の対象者

- ① 山口県内に本社があること
- ② 中小企業基本法の「中小企業」に該当する中小企業者であること
※中小企業基本法第2条第1項を参考
※中小企業庁/中小企業者の定義 (<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)
- ③ 社内で経営者を含む数名で編成した「プロジェクトチーム」が本事業に協力ができること。
- ④ プロジェクトチームが、よろず支援拠点の伴走支援チームと（3回/2ヶ月）程度、進捗状況等の確認会議の実施ができること。
- ⑤ 目標値の設定ができる企業であること。
- ⑥ 会議室の借用や伴走支援を行う上で必要な社内データの共有ができること。

※この度の支援では、下記に該当する企業は応募対象といたしません。ご了承ください

（学校法人、宗教法人、医療法人、一般社団法人、非営利法人、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む者

4. 募集する支援事業者数 2 社

5. 費用 原則無料

- ・伴走支援チーム派遣と専門家活用における経費（謝金及び旅費）は、原則として事業者負担はありません。
- ・事業計画の実施や課題解決の取り組みに要する必要経費については、事業者の負担になります。

6. 公募期間 令和5年6月 9日（金）～6月 30日（金） 17時 必着

7. 審査基準

審査方法は、書面審査及を実施。審査は下記の観点より行います。

- ① 「3. 支援対象者 ①～④」に該当すること。
- ② 申請書の提出があること。
- ③ 決算書の提出があること。
- ④ 企業として「前向きに成長をしたい気持ち」があること。
- ⑤ 商工団体や金融機関との連携が図れること。

8. 応募方法 申請書類を提出

※申請書様式は、山口県よろず支援拠点ホームページ (<https://yoro-zu-yamaguchi.go.jp/>) からダウンロード又は、ご希望の企業には事務局よりメールでお送りさせていただきます。

①提出書類

1. 申請書
2. 決算書（直近3期分）
3. 企業案内や企画書、参考書類等 ※任意

②提出先 「山口県よろず支援拠点 伴走支援事業」 宛て

《郵送》 〒754-0041 山口県小郡令和1-1-1 山口県産業交流拠点施設4F

《メール》 info@yoro-zu-yamaguchi.go.jp

9. 選定結果 伴走支援チームより応募者に通知

10. 留意事項

- ・審査結果の問い合わせはできません。
- ・提出された書類は、本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
- ・提出された書類は、ご返却できません。
- ・個人情報（お名前、企業名、住所、電話番号）は、本事業の目的に限り利用し、法令に基づく開示請求があった場合、御本人の同意があった場合その他特別の理由のある場合を除き、第三者に提供いたしません。
- ・本事業の支援内容について、中小企業庁、よろず支援拠点全国本部等の支援機関に対して成果事例を報告や公表をさせていただく場合があります。その際は事前にご連絡をいたします。

11. 問い合わせ先

■山口県よろず支援拠点事務局

電話： 083-902-5959 （平日8:30～17:00）

メール： info@yoro-zu-yamaguchi.go.jp